

平成31年4月4日

保護者のみなさま

幸田町立南部中学校
校長 志賀 浩美

「弾道ミサイル発射による全国瞬時警報システム（Jアラート）発信時の学校・家庭での対応」
についてのお知らせ

日頃は本校の教育に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、昨年度から北朝鮮による弾道ミサイル発射が繰り返し行われるなど（児童）生徒の安全が脅かされる状況が発生しています。この状況について、国は、弾道ミサイルが発射された際、Jアラートにより国民に緊急情報を伝達することとしています。

そこで、本校における弾道ミサイル発射によるJアラートの緊急情報が愛知県に発信された場合の授業の取扱い等を下記のとおりとします。

つきましては、（児童）生徒の安全確保に向け、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 登校前にJアラートの緊急情報が愛知県に発信された場合

○（児童）生徒は自宅待機とします。ただし、その後の対応は、次のとおりです。

① 「日本の領土・領海内へ落下した」場合

・自宅待機を継続します。

② 「日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出た、又は、日本の領海外へ落下した」場合

・自宅待機を解除します。→（児童）生徒は速やかに登校します。

2 登下校中にJアラートの緊急情報が愛知県に発信された場合

○（児童）生徒は通学班ごとに安全確保の対応をとります。（裏面参照）ただし、その後の対応は、次のとおりです。

① 「日本の領土・領海内へ落下した」場合

・自宅又は学校のうち近い場所へ向かいます。

② 「日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出た、又は、日本の領海外へ落下した」場合

・登校中は学校へ、下校中は自宅へ向かいます。

※（児童）生徒は通学路の途中にいることが予想されます。（児童）生徒の安全確保への御協力をよろしくお願いします。

3 学校活動中にJアラートの緊急情報が愛知県に発信された場合

○（児童）生徒は学校活動を中断し、安全確保のための対応をとります。ただし、その後の対応は、次のとおりです。

① 「日本の領土・領海内へ落下した」場合

・安全確認ができるまで校内の安全な場所で待機をします。また、安全確認ができ次第、学校活動の継続等を行います。

② 「日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出た、又は、日本の領海外へ落下した」場合

・学校活動を再開します。

4 その他

・全ての場合において、幸田町教育委員会と学校より配信メールによる連絡を行います。

・弾道ミサイル発射によるJアラートの緊急情報が愛知県に発信されるのは、「中部・近畿・中国地方」への落下または通過が予測される場合です。

【本件に関する問い合わせ先】

教頭 鈴木 一也 電話 62-6811